






# 資料 2

平成25年12月12日

厚生常任委員長 藤田 敬治 様

発議者	委員	秦野	恭義	
賛成者	委員	福崎	智幸	
	委員	篠田	良行	
	委員	大石	祥一	
	委員	国宗		

議第103号 大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する  
条例の一部改正について に対する修正案

上記の議案に対する修正案を、大分市議会会議規則第94条の規  
定により別紙のとおり提出します。

別紙

議第103号 大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する  
条例の一部改正について に対する修正案

議第103号 大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例  
の一部を改正する条例の一部を次のように修正する。

附則第1項中「及び第4項」を「、第4項及び第6項」に改める。

附則に次の1項を加える。

(検討)

- 6 市長は、新条例の施行後3年ごとに、新条例第19条の2、第25条及び別表第2の規定の施行の状況、家庭廃棄物の発生の状況等を勘案し、当該規定の見直し等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## 要望事項

1. 家庭ごみ有料化後は、家庭ごみ排出の抑制状況を検証し、毎年度、議会に報告すること。
2. 家庭ごみ有料化による手数料収入については、家庭ごみの減量・リサイクルに資する事業等に活用すること。
3. 市民の理解を得られるよう、丁寧な説明と周知を図ること。
4. クリーン推進員等に過度な負担が生じないように留意するとともに、支援の充実を図ること。
5. 新たな不法投棄、不適正排出、野外焼却が生じないように対策を充実すること。
6. 生ごみを初めとしたごみ減量・リサイクルについての取り組みを一層充実させること。
7. 低所得者等に対し、実情に即した措置を講ずること。
8. 新たな市民負担を求めることに対して、市としてもごみ処理に係るコスト削減等を図るなど一層努力すること。